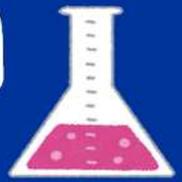


令和6年度 化学物質管理強調月間



(期間：令和7年2月1日～同年2月28日)

厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく**新たな化学物質規制**を導入し、**令和6年4月から施行**されています。

新たな化学物質規制は、**幅広い産業に適用**されることから、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識を高揚し、化学物質管理活動の定着を図るため、「**化学物質管理強調月間**」が創設されました。



【石川労働局HP】

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/newpage_00532.html



【 令和6年度 化学物質管理強調月間 スローガン 】

正しく理解 正しく管理
化学物質と向き合おう



「化学物質なんて
ウチには関係ない
でしょ！」等と見過
ごしていませんか？

製造業などの工業的な業種だけではなく、一見、化学物質と縁遠いと思われる、**非工業的な業種(サービス業など)**における作業(洗浄、消毒、清掃、洗濯など)でも化学物質に起因する災害が発生しています。

新たな法令改正によって、職場で**自律的に管理すべき化学物質**の対象が**大幅に拡大**されていますので、再点検をお願いします。

裏面の「**自主点検表**」でチェック！



法定の表示・通知対象
(リスクアセスメント対象)化学物質
「職場のあんぜんサイト」
(表示・通知対象物質の一覧・検索)

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.htm>

【 強調月間中の各事業者の主な実施事項 】

製造し又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート(SDS)等による危険有害性等の確認
特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
ラベル表示・安全データシート(SDS)交付、リスクアセスメントの実施等
化学物質管理者の選任状況の確認
日常の化学物質管理の総点検
事業者又は化学物質管理者による職場巡視
スローガン等の掲示
有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

【実施要綱】



化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



✓ が見つからない場合は、**解説** やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。	<input type="checkbox"/>
解説 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。 令和6年4月1日時点のRA対象物は こちらのリスト をご覧ください。 また、令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。追加物質は、以下の一覧表を確認してください。 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質一覧	R6. 4. 1 時点 R7, R8 追加分  
② 化学物質管理者を選任していますか。	<input type="checkbox"/>
解説 令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。 化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。化学物質管理者の選任については、以下のQ&Aの10ページに記載のNo. 2-1-1、No. 2-2-2をご確認ください。 化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A	
③ RAを実施していますか。	<input type="checkbox"/>
解説 リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。下のQ&Aも参照してください。 Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。 Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。 厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。 建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル	Q&A マニュアル  
④ RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
解説 法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。下のQ&Aも参照してください。 Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。 Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。 ③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の□に✓をつけてください。	
⑤ 安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
解説 化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。下のQ&Aも参照してください。 Q15-1 入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。 Q15-2 ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。	
⑥ （保護具を使用している場合） 保護具着用管理責任者を選任していますか。	<input type="checkbox"/>
解説 保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&Aの11ページ以降に記載のNo. 2-2-1、No. 2-2-2をご確認ください。 化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A	
⑦ （化学物質の譲渡・提供を行っている場合） ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
解説 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。下のQ&Aも参照してください。 Q13-1 SDSはいつ交付しなければならないのか。 Q13-2 ホームページでSDSを提供しても良いか。	